

第 1 2 次鳥獣保護管理事業計画の変更の新旧対照表

変 更 後					変 更 前													
第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項 2-3 鳥獣の管理を目的とする場合 (2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（以下「被害」という。）の防止を目的とする場合 ④被害の防止の目的での捕獲についての許可基準の設定 2) 許可基準 6. 本県における許可権限ごとの鳥獣種別許可基準は第11表のとおりとする。																		
(第11表)																		
許可権者	許 可 基 準																	
	鳥獣名	方法	区域	時期	日数	1人当たりの捕獲等羽(頭)数	許可対象者	留意事項	被害農林産物等	備考								
市町村長	スズメ ゴイサギ コサギ カワウ キジバト	銃器	被害防止のために必要最小限の区域	被害発生時期(第9表参照) (農作物については、播種期・発芽時期・収穫期等)	3ヶ月以内	被害状況により決定	○被害者 ○被害者から依頼された個人 ○被害者から依頼された法人 ・国 ・地方公共団体 ・環境大臣の定める法人 ・農業協同組合 ・農業協同組合連合会 ・森林組合 ・森林組合連合会 ・生産森林組合 ・漁業協同組合 ・漁業協同組合連合会		水稻									
	カラス ドバト								網・捕獲箱		3ヶ月以内 捕獲箱については6ヶ月以内	養殖魚、放流魚、生活環境						
	ムクドリ ヒヨドリ								網		3ヶ月以内	豆類、野菜、生活環境						
	ニホンザル								捕獲檻		6ヶ月以内	豆類、野菜、生活環境						
	ノウサギ								くくりわな		3ヶ月以内	果実、野菜						
	イノシシ								捕獲柵 捕獲檻 くくりわな			野菜、穀類、椎茸、果樹						
	ニホンジカ								小型の箱わな つき網 手捕り		住宅等の土地・建物内	通年	上記鳥獣以外は必要かつ適切な時期				スギ、ヒノキ等	
	アライグマ																捕獲檻	水稻、穀類、筍、野菜、果樹
	アライグマ、ハクビシン、カラス、ドバト等の小型の鳥獣																生活環境	・狩猟免許を所持して無くても許可できる。 ・許可対象者が地方公共団体の場合は許可の日数は1年以内
	知事								ツキノワグマ		銃器			銃器については1年以内 捕獲檻については1ヶ月以内		○市町村	スギ、ヒノキ等	・人身に危険が予想される場合のみ、銃器による許可。 ・奈良県ツキノワグマ保護管理計画に基づく。

第 1 2 次鳥獣保護管理事業計画の変更の新旧対照表

変 更 後						変 更 前									
第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項 2-3 鳥獣の管理を目的とする場合 (2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（以下「被害」という。）の防止を目的とする場合 ④被害の防止の目的での捕獲についての許可基準の設定 2) 許可基準 6. 本県における許可権限ごとの鳥獣種別許可基準は第11表のとおりとする。															
(第11表)															
許可権者	許 可 基 準								被害農林産物等	備 考					
	鳥獣名	方 法	区 域	時 期	日 数	1人当たりの捕獲等羽(頭)数	許可対象者	留意事項							
市 町 村 長	スズメ	網	被害発生時期(第9表参照) (農作物については、播種期・発芽時期・収穫期等) 被害防止のために必要最小限の区域	被害発生時期(第9表参照)	3ヶ月以内	被害状況により決定	○被害者 ○被害者から依頼された個人 ○被害者から依頼された法人 ・国 ・地方公共団体 ・環境大臣の定める法人 ・農業協同組合 ・農業協同組合連合会 ・森林組合 ・森林組合連合会 ・生産森林組合 ・漁業協同組合 ・漁業協同組合連合会		水稲						
	ゴイサギ コサギ カワウ				3ヶ月以内				養殖魚、放流魚、生活環境						
	キジバト				3ヶ月以内 捕獲箱については6ヶ月以内				豆類、野菜、生活環境						
	カラス				3ヶ月以内				豆類、野菜、生活環境						
	ドバト	網		3ヶ月以内									果実、野菜		
	ムクドリ ヒヨドリ												野菜、穀類、椎茸、果樹		
	ニホンザル	捕獲檻		6ヶ月以内									スギ、ヒノキ等		
	ノウサギ	くくりわな											水稲、穀類、筍、野菜、果樹		
	イノシシ	捕獲柵 捕獲檻		通年									水稲、野菜、果樹、スギ、ヒノキ等		
	ニホンジカ	くくりわな											野菜、果樹等、生態系、生活環境		
	アライグマ	捕獲檻											生活環境	・狩猟免許を所持して無くても許可できる。 ・許可対象者が地方公共団体の場合は許可の日数は1年以内	
	アライグマ、ハクビシン、カラス、ドバト等の小型の鳥獣	小型の箱わなつき網 手捕り		住宅等の土地・建物内					上記鳥獣以外 は必要かつ適切な時期						
	知事	ツキノワグマ		銃器							銃器については1年以内 捕獲檻については1ヶ月以内		○市町村	スギ、ヒノキ等	・人身に危険が予想される場合のみ、銃器による許可。 ・奈良県ツキノワグマ保護管理計画に基づく。